

基本方針 2 流通、販売、消費における食の安全確保

施策の方向 1 県内流通食品の安全確保の推進

「岡山県（岡山市、倉敷市）食品衛生監視指導計画」に基づき、食品販売施設等への監視指導の強化による安全性の確保に努めるとともに、「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」^{1?}に基づき自主回収の報告、健康危害情報の公表等、条例の適正な運用により、食の安全確保を図ります。

現状

流通食品の監視指導状況

○岡山県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導の実施

「岡山県（岡山市、倉敷市）食品衛生監視指導計画」は、食を取り巻く環境の変化及び地域の実情等を勘案し、年度ごとに策定し公表しています。この計画に基づいて、県内で製造された食品に加え、輸入食品や県外で製造された食品等の安全を確保するために、保管状況や表示の確認、検査の実施等についての監視を行っています。

＜食品販売店舗監視指導実績＞（岡山市、倉敷市は除く）

	H16	H17	H18	H19	H20
販売店舗監視実績	14,184件	27,915件	15,376件	14,478件	12,639件

（備考：H17年度は岡山県において国体が開催されたため、特に、監視を強化しました。）

自主回収の報告、健康危害情報の公表

「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」に基づき、自主回収報告制度の定着を図るとともに、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品などが流通している時、健康危害情報を公表し、食品等による人の健康への危害未然拡大防止に努めています。

^{1?} 「岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」

平成18年12月に、県民の健康で豊かな生活の実現のため、食の安全・安心を確保するとともに食育を推進することを目的として制定した条例です。

県では、この条例に基づき、食の安全・安心の確保と食育の推進に一体的に取り組むとともに、生産から消費に至るすべての関係者が食の重要性を認識し、県民、食品等関連事業者等、行政のそれぞれの責務と役割を明らかにして、食の安全・安心の確保と食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に展開することとしています。

課題

県内流通食品の監視の強化

- 輸入食品の増加、広域流通食品に対応する監視の強化
- 時代のニーズに応じた監視指導計画の策定と監視の実施

自主回収の報告 健康危害情報の公表

- 自主回収報告制度の県民への周知・徹底
- 健康危害情報の迅速かつ的確な公表

取組内容・取組指標

県内流通食品の監視の強化

施策26 県内流通食品の監視の強化

施策27 健康食品等の監視の強化

通常の監視に加え、集中監視や重点監視を実施し、食品販売施設等を対象に不良食品や表示等の監視を実施します。また、大型食料品販売店等の重点施設については、年2回以上の監視を行います。

健康食品については県内の製造業者に重点をおき、衛生管理等の監視指導を行うとともに、販売店における適正表示、誇大広告の防止等の監視指導を行います。

計画 県内流通食品の監視を継続して行います。

項目／年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
大型食料品販売店 (重点施設)の 監視達成率 ^{**}	目標	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上	100% 以上
	実績	164%	176%	102%				
健康食品監視目標件数 (販売店) ^{**}	目標	300件	300件	300件	300件	300件	300件	300件
	実績	316件	316件	307件				

※ 岡山県独自事業です。

< 施策28 食品衛生監視指導計画の策定 >

食品衛生法第24条の規定に基づき、「岡山県（岡山市、倉敷市）食品衛生監視指導計画」を策定し、適正な監視指導に努めます。

自主回収の報告の徹底・周知、健康危害情報の公表

施策29 条例第18条に基づく自主回収着手報告の徹底及び周知

施策30 条例第20条に基づく適切な健康危害情報の公表

条例の趣旨の徹底を図るため、消費者や事業者向けの啓発パンフレットを作成・配布し、また、食品衛生責任者講習会等で条例の説明を行うことなど「自主回収報告制度」等の周知を図り、不良食品等の適切で迅速な回収を促進します。

また、人の健康に重大な危害を及ぼすと認められる食品等が流通している場合、迅速に情報を公表し、健康危害の未然防止に努めます。



基本方針 2 流通、販売、消費における食の安全確保

施策の方向 2 食品表示の適正化の推進

食品表示は、消費者が食品を購入する際、その食品の安全に関する判断材料の一つであり、大変重要です。また、適正表示は食品関連事業者の責務です。しかしながら、依然として偽装表示等が確認されており、消費者の信頼の確保のためには、適正表示の確保が重要であり、普及啓発、監視指導等により食品表示の適正化を推進する必要があります。

現状

食品表示の適正化への取組

○監視指導状況

食品の表示については、依然として表示の欠落や原産地の偽装表示等の不適正表示が後を絶ちません。そのため、県では、製造業者、加工業者、販売業者等に対し、生産から消費に至るあらゆる段階において、関係部局及び国等の関係機関が連携を取りながら、食品衛生法及びJAS法^{1?}等に基づき食品表示に関する監視指導や啓発を行っています。

^{1?} JAS法

JAS法の正式名称は「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」といいます。

この法律は、内閣総理大臣が制定した日本農林規格（JAS規格）による検査に合格した製品にJASマークをつけることを認める「JAS規格制度」と、一般消費者の選択に資するために内閣総理大臣が制定した品質表示基準に従った表示をすべての製造業者又は販売業者に義務付ける「品質表示基準制度」の2つのことを定めており、この法律で定められたルールに従って皆さんの身の回りの食品などには、JASマークや原産地などが表示されています。

○普及啓発状況

一般消費者、製造業者等を対象とした食品表示に関する研修会等を開催するとともに、啓発パンフレットの配布など、食品表示制度の積極的な普及啓発を行っています。

課題

適正表示の点検、普及啓発

- ・食品表示に関する法令がJAS法、食品衛生法、景品表示法、不正競争防止法など多岐にわたり、消費者、食品関連事業者双方にとってわかりにくい現状にあることから、わかりやすい表示制度が必要です。
- ・不適正表示が多く確認されており、消費者、食品関連事業者に対する一層の周知徹底が必要です。

取組内容・取組指標

食品の適正表示の点検

施策3-1 食品の表示合同点検

施策3-2 JAS法等による適正表示の推進

施策3-3 食品表示ウォッチャーの設置

食品表示に関する法令を所管する関係部局が合同で、販売店や加工・製造施設へ立ち入り、食品衛生法やJAS法に基づく表示の点検を行います。また、一般消費者から公募した食品表示ウォッチャーによる日常の買物等を通じた食品表示のモニタリングを実施するなど、食品表示の日常的監視や不適正表示に係る情報収集の強化を図るとともに食品表示に対する関心を高め、安全で安心な食品を選択できる消費者の育成を図ります。

計画 表示の点検を継続して行います。

項目／年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
食品の表示合同点検 施設数 ^{※1}	目標	70施設 以上	92施設 以上	92施設 以上	92施設 以上	92施設 以上	92施設 以上	92施設 以上
	実績	70施設	102施設	86施設				
食品品質表示基準の 遵守状況調査店舗数 ^{※2}	目標	225店舗 以上	256店舗 以上	256店舗 以上	270店舗 以上	270店舗 以上	270店舗 以上	270店舗 以上
	実績	294店舗	213店舗	225店舗				
ウォッチャーによる 点検店舗数 ^{※3}	目標	1,200店舗 以上	600店舗 以上	600店舗 以上	650店舗 以上	650店舗 以上	650店舗 以上	650店舗 以上
	実績	1,237店舗	697店舗	815店舗				

※1 岡山県、倉敷市による事業です。

※2 岡山県、岡山市による事業です。

※3 ウォッチャーが平成19年度より100名から50名に減少しています。(平成18年度からJAS法に基づく立入検査等の事務を市域業者に限って岡山市、倉敷市に移譲。)

食品表示制度の普及啓発

< 施策3-4 食品表示に関する研修会等の開催 >

一般消費者、製造業者等を対象とした食品表示に関する研修会を開催するとともに、啓発パンフレットの配布など、食品表示制度の積極的な普及啓発を行います。

< 食品表示セミナーの様子 >



基本方針 2 流通、販売、消費における食の安全確保

施策の方向3 試験検査の強化

加工食品をはじめ、農林水産物、畜産物等様々な食品を検査することにより、食の安全を図る必要があります。また、アレルギー物質や遺伝子組換え原材料の検査による表示の確認等、消費者の安全・安心を確保する必要があります。

現状

食品の検査状況

○収去検査

食品衛生法に基づき、食品衛生監視員が食品販売店等で販売されている食品等は無償で持ち帰り、細菌検査、化学検査などを行います。検査の結果、食品衛生法で定められている規格や基準を超えた場合は、店頭からの撤去指示や行政処分等が行われます。

○残留農薬検査（動物用医薬品を含む）

平成18年5月29日にポジティブリスト制度^{1?}が施行され、県では、毎年「岡山県食品衛生監視指導計画」に基づき、農産物等の残留農薬検査（動物用医薬品を含む）を行い、基準の遵守状況の確認と基準を超えた場合の店頭からの撤去等の指導を行っています。

また、検査項目数の増加等、検査機能の強化を図ります。

^{1?} ポジティブリスト制度

原則禁止の中で、禁止していないものを一覧表に示す制度です。

従来から食品衛生法の規定により人の健康を損うおそれのない場合として、厚生労働大臣が定める場合を除いては、原則として製造、使用、販売を禁止するポジティブリスト制度がとられています。

平成15年の食品衛生法の改正により、食品に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品についても、原則としていわゆる一律基準(0.01ppm)で規制し、残留等を認めるものについてリスト化するポジティブリスト制度が導入され、平成18年5月に施行されました。

これにより、残留基準が設定されていない農薬等が、人の健康を損うおそれのない量として厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて定める量以上含まれる食品の流通が原則禁止となりました。

○輸入食品の検査

県内に流通している輸入食品について、収去検査及び試買検査を実施し、県内に流通している輸入食品のより一層の安全確保を図っています。

○有害物質の汚染実態調査

県では、独自事業として、食品衛生法で基準が定められていない重金属や環境ホルモンといった有害物質についても、農産物、畜産物、水産物を対象とした検査を行い、検査結果については、ホームページ等で情報提供を行っています。

○県内流通食品のO157汚染調査等

県内に流通している食品のO157汚染実態調査や県内産の食肉の微生物汚染実態調査を実施しています。

○健康食品買上調査

県では、県内の健康食品販売店、薬局、医薬品販売店等で取り扱われるいわゆる健康食品で、痩身効果や強壮効果を標ぼうしている製品等を買上げ、国に送付し、医薬品成分の検査を行っています。

○苦情食品の検査

消費者からの苦情に対して、原因を究明するために検査を実施しています。

○生食用カキの検査

県内に流通している生食用カキの検査を実施し、その安全性の確保を図っています。

○試験検査の業務管理（GLP）

保健所検査課（備前・美作）、食肉衛生検査所、環境保健センターで実施する行政検査の信頼性を確保するため、「食品衛生検査施設における試験・検査の業務管理基準運営要領」に基づき、検査（分析）の精度管理の向上に努めています。

○学校給食用パン・めんの抜取調査

県では、学校給食に使用されるパン、めん、牛乳等の品質調査や品質向上の研究並びにパン、めん及び炊飯の指定工場の調査指導を（財）岡山県学校給食会に委託し、学校給食の安全を図っています。



検査による表示項目の点検状況

○アレルギー検査、遺伝子組換え検査

食物アレルギーの原因となる特定原材料^{!?}に関する食品の検査を行い、不適正な表示については改善、指導等を行っています。また、同様に遺伝子組換え食品^{!?}についても、大豆やとうもろこしを中心に検査、指導等を行っています。

!? 特定原材料

食物アレルギーを引き起こす食品のうち、「卵」、「乳」、「小麦」、「そば」、「落花生」、「えび」、「かに」の7品目は「特定原材料」と呼ばれています。食物アレルギーは、人によってはごく微量でもアレルギー症状を発症してしまいます。このため、これらを原材料とする加工食品や添加物については、特定原材料を含んでいることがわかるように、表示をしなければならないことになっています。

このほかにも特定原材料に準ずるものとして18品目の食品が定められています。

! 遺伝子組換え食品

ある生物から有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入する技術（遺伝子組換え技術（組換えDNA 技術））を応用した食品のことです。この技術により、食品生産を量的・質的に向上させるだけでなく、害虫や病気に強い農作物の改良や、加工特性などの品質向上に利用されることが期待されています。

現在、食品衛生法及びJAS法では、農産物として、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、菜種、綿実、アルファルファ、てん菜の7種、加工食品として32種について、遺伝子組換えである旨の表示を義務づけています。

課題

県内流通食品の検査の強化

- 農産物中に残留する農薬の監視指導と正しい知識の普及啓発
 - ・ 生産者や消費者に対する正しい知識の普及啓発の推進
 - ・ 関係部局の連携による農薬の適正使用の推進

- 輸入食品に残留する農薬の監視指導
 - ・ 輸入食品の監視指導の充実
 - ・ 国（検疫所）や他県で実施された違反データ等の情報提供、監視指導等への反映等

- 食品の特定原材料（アレルギー物質）表示の監視指導
 - ・ 検査の実施と監視指導の充実

- 生食用カキの検査
 - ・ 生食用カキの安全性を確保するための検査体制の充実

取組内容・取組指標

県内流通食品の検査の強化

- 施策 3 5 収去検査
- 施策 3 6 県内流通農産物等の残留農薬・動物用医薬品の検査
- 施策 3 7 有害物質の汚染実態調査
- 新 1 2 県内流通輸入食品検査
- 施策 3 8 県内流通食品の〇157汚染調査
- 施策 3 9 食品残留農薬等一日摂取実態調査
- 施策 4 0 食肉等の動物用医薬品残留検査
- 施策 4 1 健康食品買上調査
- 施策 4 2 苦情食品の検査
- 施策 4 3 生食用カキの検査
- 施策 4 4 食肉等の細菌汚染実態調査

検査機器の整備等、検査体制の強化を図るとともに、残留農薬検査等の項目数を拡大し、幅広く食の安全の確保を図ります。

また、各種検査を継続して行います。

計画 残留農薬検査の充実を図ります。

項目／年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
農産物等残留農薬・ 動物用医薬品検査 検体数	目標	380件 以上	395件 以上	395件 以上	400件 以上	400件 以上	400件 以上	400件 以上
	実績	346件	191件 ^{※5}	420件				
残留農薬検査 項目数 ^{※1}	目標	—	—	—	205	220	240	260
	実績	—	—	—				

計画 食品への試験検査を継続して行います。

項目／年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
収去検査検体数 ^{※2}	目標	5,000件 以上	5,000件 以上	5,000件 以上	5,000件 以上	5,000件 以上	5,000件 以上	5,000件 以上
	実績	5,461件	4,272件 ^{※5}	5,582件				
有害物質の汚染 実態調査検体数 ^{※3}	目標	120件 以上	120件 以上	120件 以上	120件 以上	120件 以上	120件 以上	120件 以上
	実績	121件	65件	405件				
輸入食品検査 検体数 ^{※4}	目標	—	—	—	375件 以上	420件 以上	465件 以上	510件 以上
	実績	—	—	—				

※1、4 岡山県独自事業です。

※2 平成18年10月24日、瀬戸町及び建部町が岡山市と合併したため、平成19年度以降、岡山県が実施する収去検査が減ることが予想されます。

※3 重金属10種類(水銀、カドミウム、鉛、銅、ニッケル、マンガン、亜鉛、ヒ素、クロム、スズ)、農薬(有機塩素系3種類、除草剤3種類)、TBTO(トリブチルスズオキシド)、PCBについての検査である。

※5 県のみ結果

施策45 試験検査の業務管理

保健所検査課（備前・美作）、食肉衛生検査所、環境保健センターで実施する試験検査の信頼性を確保するため、生活衛生課内に信頼性確保責任者を設置し、内部点検を実施するほか、（財）食品薬品安全センター秦野研究所が実施する食品衛生外部精度管理調査に参加し、国の指定機関による適正な評価を受けることにより、検査精度の向上を図ります。

項目／年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
内部点検の実施 (立入検査回/年)	目標	13回	13回	13回	13回	13回	13回	13回
	実績	13回	3回 [※]	13回				
外部精度管理調査への 参加(延項目数)	目標	51項目	51項目	51項目	51項目	51項目	51項目	51項目
	実績	51項目	20項目 [※]	64項目				

※ 県のみ結果

<施策46 学校給食用パン・めん抜取調査等委託事業>

学校給食に使用されるパン、めん、牛乳等の品質調査及び品質向上の研究並びにパン、めん及び炊飯の指定工場の調査指導を（財）岡山県学校給食会に委託し、安全でおいしいパン、めん等が児童、生徒の学校給食に提供されるよう努めます。

検査による表示項目の点検強化

施策47 遺伝子組換え食品の検査

施策48 アレルギー物質の検査

遺伝子組換え食品の検査、アレルギー物質（特定原材料）の検査を継続して行い、表示の適正化を図ります。

項目／年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
遺伝子組え食品 検査検体数 ^{※1}	目標	45件	45件	45件	45件	45件	45件	45件
	実績	46件	35件 ^{※2}	40件 ^{※2}				
アレルギー検査検体数 ^{※1}	目標	30件	30件	30件	30件	30件	30件	30件
	実績	30件	20件 ^{※2}	24件 ^{※2}				

※1 岡山県、倉敷市による事業です。

※2 県のみ結果